

## ◎公立学校の老朽化と児童生徒数の現状・課題について

### 【現状】

- 小中学校棟数合計 90 棟
- 平均築年数 38 年
- 平均残年数 42 年
- 築 45 年以上経過棟数割合 24.6%
- 令和 9 年度市内小学校児童予定数 2,752 名（今年度比 734 名（21.1%）減）

### 【原因と考察】

- 昭和 40～50 年代での建築が多数  
長い経過年数は勿論のこと、その間のメンテナンスが必ずしも十分には行き届かなかったことが主因
  - ✓ メンテナンスとは、屋根・外壁・配管等の改修工事及び、雨樋・配管における落葉・堆積土等の定期的清掃等
- 老朽化進行の主因は、雨水・排水等の漏水による建物内部の鉄筋を始めとする各部の錆・腐食であるが、工事・清掃等により軽減・抑制が期待できる
  - ✓ 今年 5 月 27 日（金）夜間のゲリラ豪雨にて、第三中学校職員室北側窓からの激しい雨漏りにより、放送設備等が浸水被害を受けた  
原因は、隣接する雨樋の落葉等清掃不足による雨水逆流であることが既に判明  
後日教育総務課職員にて清掃済（その後当該部分からの雨漏り無し）

### 【対策】

- 平成 29 年 3 月策定済の公共施設等総合管理計画 全体個別施設計画が上位計画  
本計画期間は 30 年間であり、施設を長寿命化（目標使用年数 80 年）する方針
- 上記計画を基にした計画的大規模改修工事の実施
  - ✓ 当該工事には膨大な費用を要する。国の『学校施設環境改善交付金』などによる財源確保が必要条件
  - ✓ 危険度緊急度等優先順位検討並びに、工事の手戻り防止にも留意した、中期実施計画『学校施設老朽化等対策事業 5 力年計画』を策定済
- 教育総務課職員の巡回調査・建築基準法第 12 条に基づく定期安全点検報告による指摘・学校指摘による緊急（小規模）修繕の実施
- 雨樋・配管等における落葉・堆積土等の定期的清掃の実施
  - ✓ 高所等はドローン調査も新たに活用し、危険度に応じて、各校毎に 1) 学校用務員対応箇所 2) 教育総務課職員対応箇所 3) 業者委託箇所に 3 分類した『清掃計画箇所一覧表』を策定済

- ✓ 上記経過は、1) 学校に要請済 2) 今年度上半期実施済 3) 新年度予算要求中
- 建物接近樹木からの落葉が雨樋等目詰まりの主因であることから、清掃に併せ当該木の伐採・剪定も必須
- ✓ 各校調査により、計画期間を5カ年とする『伐採樹木集計表』を策定済  
内訳は、建物接近樹木とともに、予てより危険性の指摘がある、道路・電線・民家等に接近する高木・枯木などの危険木を合計し442本
- ✓ このうち76本について、新年度予算にて伐採委託費を要求中
- ✓ 伐採・清掃後、雨漏り状況の改善が見られ、改修工事に至るまでの後倒しの可否を検証することが重要
- ✓ 改修（新築）工事後であっても継続的な清掃は必須

**【検 証】**

- 施設維持・管理・改修費用実績について
- 児童・生徒数推移について
- 小学校新入生予定数について

◎公立学校の老朽化と児童生徒数の現状・課題について 参考資料

資料-1 小・中学校施設築年・残年数一覧表

資料-2 施設維持・管理・改修費用実績一覧表（令和元年度～3年度）

資料-3 児童・生徒数推移表（令和4～9年度推計）

資料-4 小学校新入生予定数（令和4～10年度推計）

資料-5 学校配置マップ

資料-6 現況写真

# 資料-1 小・中学校施設築年・残年数一覧表

区分	学校名	棟名	築年	経過年数	面積(m <sup>2</sup> )	残年数
小学校	第一	管理特別教室棟(南)	S45.4.1	53年	1,099	27年
		管理特別教室棟(南)	S45.7.1	52年	476	28年
		管理特別教室棟(南)	H10.9.1	24年	66	56年
		管理特別教室棟(南)	H11.3.1	24年	66	56年
		管理特別教室棟(南)	H10.9.1	24年	11	56年
		北普通教室	H12.8.1	22年	3,710	58年
		屋内運動場	S44.2.1	54年	640	26年
	第二	特別教室棟(東棟)	S43.11.1	54年	1,033	26年
		特別教室棟(東棟)	H8.10.1	26年	33	54年
		管理教室棟	S55.3.1	43年	2,844	37年
		管理教室棟	S55.9.1	42年	694	38年
		屋内運動場	S56.3.1	42年	725	38年
	第三	普通教室棟	S62.3.1	36年	1,541	44年
		普通教室棟	S63.3.1	35年	2,380	45年
		特別教室棟(東棟)	H26.2.1	9年	246	71年
		屋内運動場	H2.2.1	33年	1,056	47年
		ことばの教室	H16.2.1	19年	641	61年
	第四	普通教室棟	H1.3.1	34年	2,753	46年
		普通教室棟	H1.3.1	34年	151	46年
		普通教室棟	H9.12.1	25年	657	55年
		普通教室棟	H9.12.1	25年	36	55年
		普通教室棟	H9.12.1	25年	13	55年
		屋内運動場	H2.2.1	33年	1,003	47年
	第五	教室棟(東)	S51.3.1	47年	1,039	33年
		管理教室棟	S57.2.1	41年	2,558	39年
		屋内運動場	S58.2.1	40年	726	40年
	第六	普通教室棟	S47.12.1	50年	1,531	30年
		普通教室棟	S47.12.1	50年	251	30年
		普通教室棟	S48.10.1	49年	616	31年
		普通教室棟	S48.10.1	49年	261	31年
		普通教室棟	S48.10.1	49年	1,014	31年
		普通教室棟	S48.10.1	49年	316	31年
		普通教室棟	S61.3.1	37年	1,180	43年
		屋内運動場	S40.1.1	58年	689	22年
		屋内運動場	H20.2.1	15年	57	65年
	第七	管理教室棟(西)	S52.3.1	46年	736	34年
		普通教室棟	S56.3.1	42年	2,553	38年
		屋内運動場	H26.2.1	9年	789	71年
	第八	教室棟	S50.3.1	48年	804	32年
		教室棟	S50.3.1	48年	320	32年
		教室棟	S50.8.1	47年	856	33年
		教室棟	S50.8.1	47年	294	33年
		特別教室棟	S58.2.1	40年	1,534	40年
		管理及び教室棟及び渡り廊下	S59.2.1	39年	1,967	41年
		屋内運動場	S35.12.1	62年	688	18年
	屋内運動場	H22.2.1	13年	31	67年	
	第九	普通教室棟(東)	S53.9.1	44年	485	36年
		普通教室棟(東)	S53.9.1	44年	585	36年
		特別教室及び普通教室棟	S63.3.1	35年	1,819	45年
		屋内運動場	S54.2.1	44年	643	36年
		屋内運動場	H27.2.1	8年	62	72年
	第十	普通教室棟(北)	S54.3.1	44年	2,580	36年
		特別教室棟(中)	S54.3.1	44年	1,062	36年
		管理教室棟(南)	S54.3.1	44年	1,298	36年
		普通特別教室棟	S60.12.1	37年	693	43年
		屋内運動場	S54.6.1	43年	725	37年
	美園	教室棟	H2.12.1	32年	5,268	48年
		屋内運動場	H3.1.1	32年	1,149	48年
小計		58棟		38年	59,053	42年

区分	学校名	棟名	築年	経過年数	面積(m <sup>2</sup> )	残年数
中学校	第一	普通教室棟(西)	S52.3.1	46年	2,860	34年
		普通教室棟(東)	S53.12.1	44年	378	36年
		特別教室	S53.3.1	45年	1,453	35年
		特別教室	S53.8.1	44年	1,134	36年
		特別教室	S53.8.1	44年	145	36年
		屋内運動場	H10.3.1	25年	1,787	55年
		柔剣道場	S59.1.1	39年	350	41年
	第二	特別教室・普通教室棟	H14.10.1	20年	5,738	60年
		屋内運動場	S39.1.1	59年	835	21年
		屋内運動場	H2.2.1	33年	54	47年
		柔剣道場	S58.3.1	40年	350	40年
	第三	管理特別教室棟	S46.3.1	52年	1,083	28年
		特別教室棟東	S53.2.1	45年	247	35年
		特別教室棟東	S56.9.1	41年	504	39年
		管理特別教室廊下	S46.3.1	52年	271	28年
		普通教室棟	S45.3.1	53年	1,518	27年
		普通教室棟	S46.3.1	52年	480	28年
		普通教室棟廊下	S45.3.1	53年	340	27年
		普通教室棟廊下	S46.3.1	52年	153	28年
		昇降口	S46.3.1	52年	247	28年
		昇降口	H7.12.1	27年	36	53年
		昇降口	H7.12.1	27年	30	53年
		昇降口	H7.12.1	27年	7	53年
		昇降口	H7.12.1	27年	76	53年
	第四	屋内運動場	H24.2.1	11年	1,150	69年
		柔剣道場	H24.2.1	11年	350	69年
		特別教室棟・普通教室棟	S59.9.1	38年	5,418	42年
	多々良	屋内運動場、柔剣道場	S60.3.1	38年	1,690	42年
		管理教室棟	S55.3.1	43年	4,065	37年
		管理教室棟	S61.12.1	36年	440	44年
		屋内運動場	S48.1.1	50年	826	30年
	柔剣道場	S56.3.1	42年	300	38年	
小計		32棟		40年	34,315	40年

合計	棟数	90棟	平均経過年数	38年	平均残年数	42年
	45年経過棟合計		面積	22,976m <sup>2</sup>	割合	24.6%

資料-2 施設維持・管理・改修費用実績一覧表 【出典：市歳出決算書（令和元～3年度）】

（単位：円）

款 項 目	R1	R2	R3	合 計	平 均
10.2.1	78,299,487	65,945,893	63,925,593	208,170,973	69,390,324
10.2.3	228,360,598	236,494,639	215,589,660	680,444,897	226,814,966
10.3.1	27,897,431	25,355,621	23,351,802	76,604,854	25,534,951
10.3.3	60,501,679	235,968,870	83,221,690	379,692,239	126,564,080
合 計	395,059,195	563,765,023	386,088,745	1,344,912,963	448,304,321
主な工事	七小教室棟耐震改修 十小屋内運動場大規模改修 四中教室棟及び特別教室棟屋根改修	二小トイレ改修 四中屋内運動場大規模改修 —	五小屋内運動場大規模改修 七小トイレ改修 三中普通教室棟外壁改修		

※1 一校あたり建物系施設年間維持・管理・改修費用(千円)

28,019
--------

※2 一人あたり建物系施設年間維持・管理・改修費用(千円)

84
----

### 資料-3 児童・生徒数推移表(令和4～9年度推計値)

令和4年5月1日現在

年度 学校名	令和4年度(実績)						5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
	普通学級		特別支援学級		合計		児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数										
第一小学校	518	19	25	5	543	24	510	18	488	18	465	18	451	17	416	15
第二小学校	277	12	7	2	284	14	286	11	282	11	267	11	250	11	250	12
第三小学校	352	13	21	4	373	17	361	13	353	13	331	13	320	13	288	12
第四小学校	57	5	3	2	60	7	45	5	43	4	40	5	35	4	28	3
第五小学校	280	12	13	2	293	14	290	12	276	12	269	12	255	12	239	12
第六小学校	267	12	15	4	282	16	284	12	270	12	252	11	247	10	239	10
第七小学校	114	6	3	2	117	8	103	6	97	6	95	6	82	6	80	6
第八小学校	449	16	25	5	474	21	441	17	409	17	410	16	404	15	383	14
第九小学校	150	7	7	2	157	9	162	8	162	8	144	6	136	6	137	6
第十小学校	507	19	18	3	525	22	507	18	489	17	432	15	420	15	413	16
美園小学校	360	13	18	3	378	16	346	12	333	12	311	12	297	12	279	12
<b>小学校計</b>	<b>3,331</b>	<b>134</b>	<b>155</b>	<b>34</b>	<b>3,486</b>	<b>168</b>	<b>3,335</b>	<b>132</b>	<b>3,202</b>	<b>130</b>	<b>3,016</b>	<b>125</b>	<b>2,897</b>	<b>121</b>	<b>2,752</b>	<b>118</b>
第一中学校	406	13	12	4	418	17	452	14	432	13	457	14	430	13	419	13
第二中学校	230	9	8	2	238	11	262	9	259	9	263	9	242	9	248	9
第三中学校	366	12	11	3	377	15	378	12	360	12	367	12	363	12	333	11
第四中学校	451	14	14	2	465	16	451	15	444	14	447	14	422	13	413	13
多々良中学校	362	12	12	2	374	14	373	12	392	12	376	12	346	10	319	11
<b>中学校計</b>	<b>1,815</b>	<b>60</b>	<b>57</b>	<b>13</b>	<b>1,872</b>	<b>73</b>	<b>1,916</b>	<b>62</b>	<b>1,887</b>	<b>60</b>	<b>1,910</b>	<b>61</b>	<b>1,803</b>	<b>57</b>	<b>1,732</b>	<b>57</b>

※ 学級数は小学1・2年生を30人学級、小学3年生～中学3年生を35人学級で集計。令和5年度以降には特別支援学級を含まない。

※ 推移表は、令和4年5月1日現在の人数に基づく。

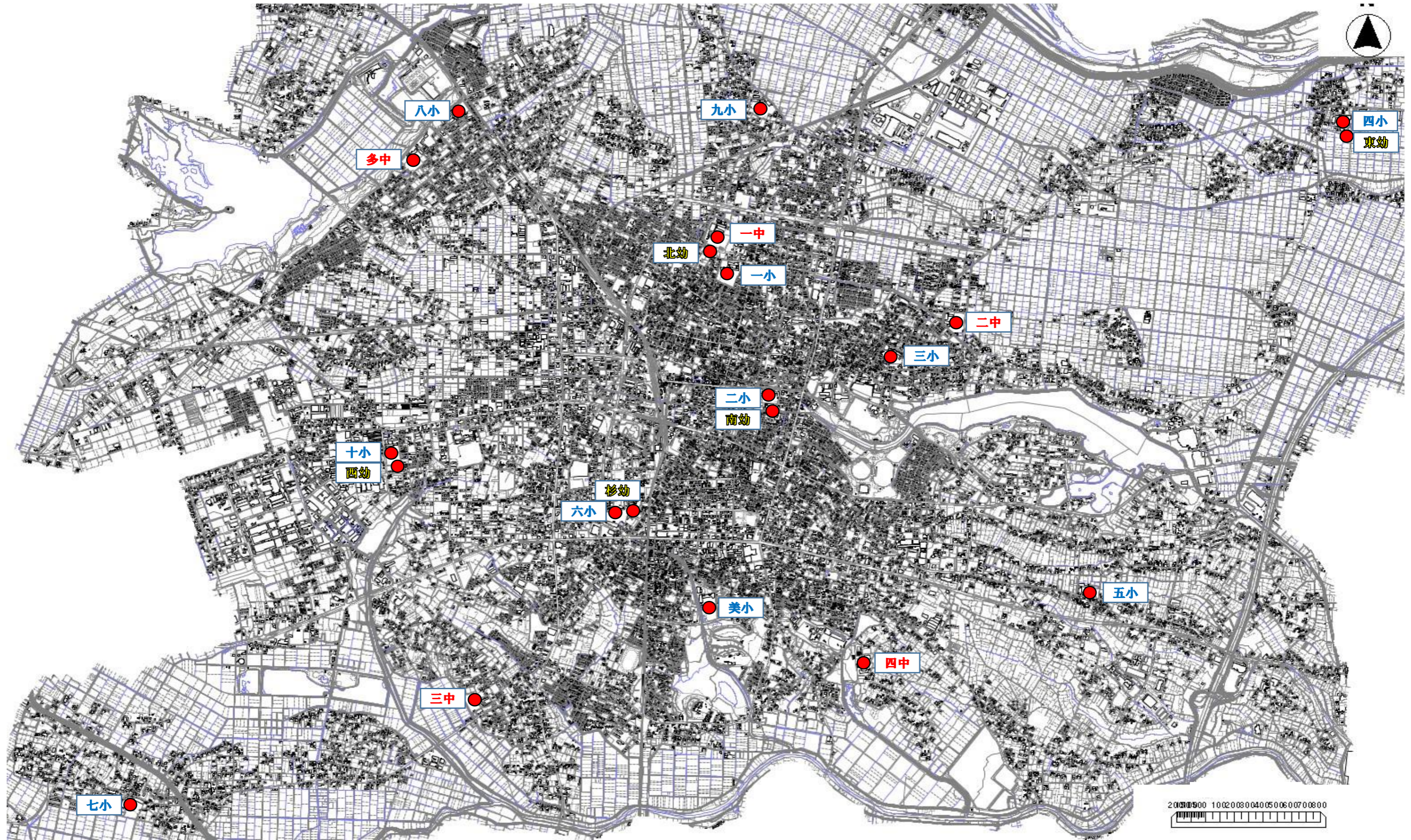
### 資料-4 小学校新入生予定数(令和4年～10年度推計値)

令和4年10月24日現在

年度 学校名	4年度(実績)			5年度			6年度			7年度			8年度			9年度			10年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第一小学校	41	43	84	40	40	80	39	33	72	39	30	69	34	32	66	22	29	51	44	38	82
第二小学校	28	19	47	22	24	46	23	21	44	17	21	38	21	12	33	24	13	37	19	22	41
第三小学校	27	28	55	30	24	54	27	30	57	21	17	38	23	26	49	20	19	39	17	17	34
第四小学校	4	4	8	2	1	3	5	1	6	3	2	5	0	3	3	3	1	4	2	1	3
第五小学校	29	16	45	24	23	47	15	21	36	21	20	41	14	18	32	16	14	30	11	22	33
第六小学校	20	28	48	25	27	52	14	21	35	13	17	30	23	17	40	18	18	36	14	17	31
第七小学校	8	9	17	10	5	15	3	12	15	6	5	11	5	5	10	7	6	13	4	1	5
第八小学校	38	38	76	30	35	65	30	32	62	38	30	68	29	31	60	24	28	52	30	27	57
第九小学校	16	7	23	22	8	30	10	11	21	9	12	21	13	9	22	9	10	19	8	7	15
第十小学校	41	29	70	41	37	78	35	38	73	23	35	58	33	41	74	30	33	63	36	33	69
美園小学校	28	23	51	27	26	53	16	26	42	28	18	46	24	23	47	25	15	40	29	21	50
計	280	244	524	273	250	523	217	246	463	218	207	425	219	217	436	198	186	384	214	206	420

※令和4年度実績は特別支援学級の入級児童も含める

### 資料-5 学校配置マップ





【資料-6 現況写真】

[屋根]



屋根①



屋根②



屋根③（今年度改修前）



屋根③（今年度改修後）

[柱・外壁]



柱・外壁①

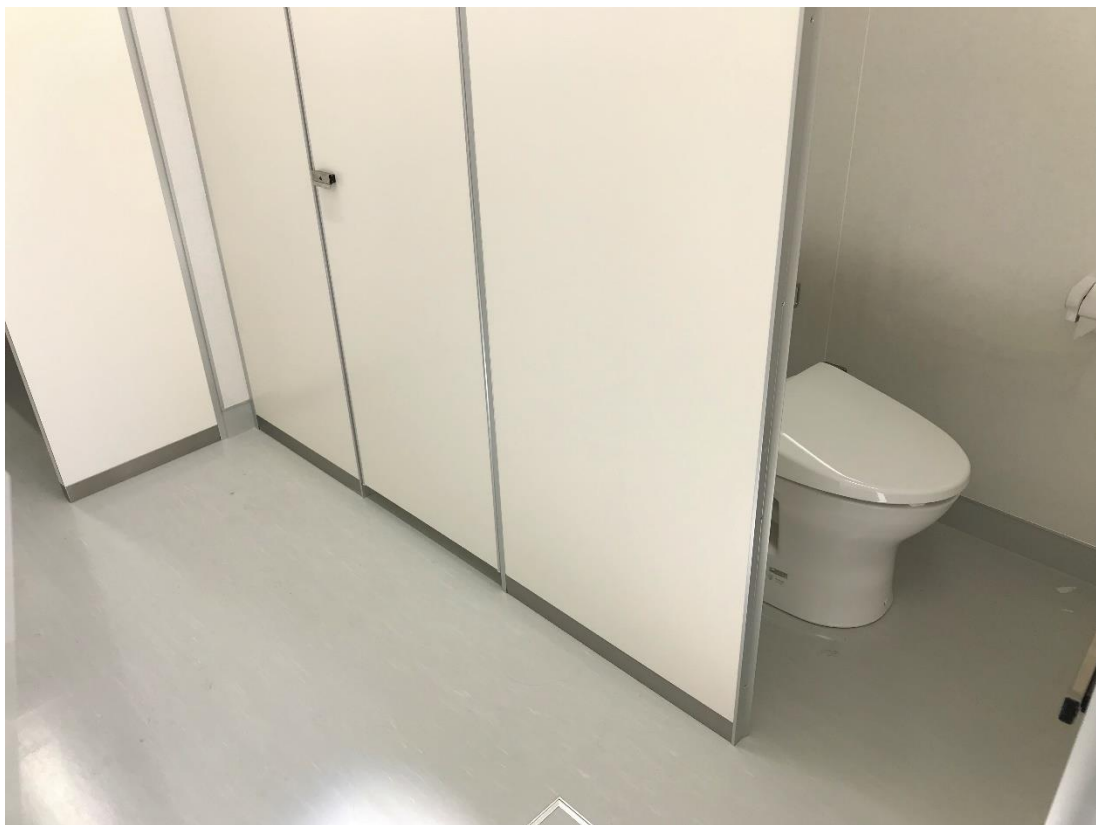


柱・外壁②

[トイレ]



トイレ（改修前）



トイレ（改修後）

[雨樋]



雨樋①（ドローンによる撮影）



雨樋②

[その他]



プール底面



遊具

## 「学校規模の適正化」について

学校教育課

### 1 学校規模の適正化に当たり、確認すべき学校の果たす役割について

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的とする。

### 2 法令上の位置づけ

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準

【学校教育法施行規則第41条】…(法的拘束力はない)

- 学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれる。
- 学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものである。
- 学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要がある。

### 3 小規模校について

#### 【メリット】

#### (1) 小規模校のよさ

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなり、また、技能教科では教材・教具等が一人一台にいき渡り、操作的な活動や体験的な活動の機会も増える。
- ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④異年齢の学習活動を組みやすい。また、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑤コミュニティ・スクールの推進により地域の協力が得られ、郷土の教育資源を最大限に生かした特色ある教育活動が展開しやすい。(芋掘りや昔遊びなど、様々な体験活動)
- ⑥保護者との連携が図りやすく、また、家庭状況や地域の教育環境なども把握しやすい。

**(2) 「小規模特認校」のよさ**

- ①新しい友達が増えることにより、クラスの間人間関係に変化が生まれたり、違った考え方にふれたりするなど、児童にとってよい刺激となる。
- ②児童と保護者が実際に第四小学校を見学し、よさや特徴を認識した上で転入できる。
- ③友達関係や集団生活で、悩みや不安をもつ児童が再スタートできる。

**【デメリット】****(1) 学校運営上の課題**

- ①クラス替えができないため、人間関係や集団の中の役割等が固定してしまう傾向がある。また、児童同士や保護者同士のトラブルがあると、次年度以降も継続してしまうことがある。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③市の教諭補助員等（加配）なしには、教科担当制など多様な指導形態がとりにくい。
- ④男女比の偏りが生じやすい。
- ⑤協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑥生徒指導上課題がある児童の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑦児童から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。

**(2) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響**

- ①社会性やコミュニケーション能力を育てるための経験を積みにくく、多様な考え方にふれる機会や学び合いの機会も少なくなり易い。
- ②児童の間人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③中学校等への進学の際に、大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ④多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。

**(3) 教職員の課題**

- ①職員数が少ないため、たくさんの校務分掌を抱えてしまう。各種行事では、役割が多く忙しい。
- ②出張の回数が多く、その職員だけでなく補助に入る職員の負担にもなっている。
- ③教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい。  
(学年会や教科会等が成立しない)

**4 デメリット緩和策****【社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保】**

～小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保したり、様々な体験を積み重ねたりする観点からの工夫～

- ①上級生がリーダー役となった異学年集団での協働学習や体験学習を年間を通じて計画的に実施する。
- ②コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入を契機として、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養する機会を確保する。



- ③多様な意見に触れさせるために、保護者や地域住民の参画を得て、国語や総合的な学習の時間等でパネルディスカッション等を実施する。
- ④小中一貫教育の導入により、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模を確保する。

## 5 学校統合に関して留意すべき点

- 「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視することが大切である。
- 学校が地域住民の心の拠りどころであることを踏まえ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切となる。

## 6 小規模校を存続させる場合の教育の充実

(学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合)

- 教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要がある。
- 特色あるカリキュラム編成として、小規模特認校、教育課程特例校制度なども必要に応じて活用しつつ、校区の特徴等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムの編成が必要である。

### 【参考資料】

- 学習指導要領総則（H29 文部科学省）
- 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（H27 文部科学省）